

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで
国の記録によれば、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日が、昭和53年9月30日と記録されているが、同年10月2日に、関連会社（B株式会社。現在は、株式会社C）へ異動しただけであり、申立期間についても継続して株式会社Aに勤務していた。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務し（昭和53年10月2日に同社から関連会社であるB株式会社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は既に亡くなっている上、関連会社も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで
国の記録によれば、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日が、昭和53年9月30日と記録されているが、同年10月2日に、関連会社（B株式会社。現在は、株式会社C）へ異動しただけであり、申立期間についても継続して株式会社Aに勤務していた。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚から提出された給与明細書により、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務し（昭和53年10月2日に同社から関連会社であるB株式会社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の給与明細書及び申立人の株式会社Aにおける昭和53年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は既に亡くなっている上、関連会社も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間③から⑤までの標準賞与額に係る記録を申立期間③は3万円、申立期間④は5万円、申立期間⑤は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 15 日
② 平成 19 年 3 月 15 日
③ 平成 19 年 6 月 29 日
④ 平成 19 年 12 月 14 日
⑤ 平成 20 年 7 月 31 日

A事業所において申立期間に支払われた賞与の記録が被保険者記録から欠落している。賞与の振込が確認できる通帳の写しを提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③から⑤までについては、A事業所が提出した賃金台帳から、申立人は、当該期間に賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は3万円、申立期間④は5万円、申立期間⑤は10万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年9月11日に、事業主が申立期間③から⑤までの賞与支払届の提出が漏れていたとして、当該期間に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間③から⑤までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①及び②については、A事業所が提出した賃金台帳及び申立人が提出した給与振込口座通帳の写しから、当該期間に係る賞与が支給されていることが確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳において、当該期間に係る賞与から事業主により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における賞与からの厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで
A 株式会社に勤務していた際の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
厚生年金保険には加入するという条件であったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶していた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同僚とともに申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 株式会社は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人は、事業主の氏名及び経歴を記憶していたところ、同人のものと思われる記録には申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該記録は基礎年金番号に統合されていないため、照会を行うことができないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

さらに、申立人が氏名を記憶していた同僚にも申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 49 年 11 月 1 日まで
A 会社「B」の下請であった「C」（正式な社名は記憶に無い。）に勤務し、DのE作業をしていた。昭和 48 年 9 月 1 日から 49 年 10 月末日までF 区のG 近辺にあった「B」の事業所内で働いていた。ところが、日本年金機構の記録では、「C」における厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無いことが分かった。間違いなく勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間に株式会社H（現在は、株式会社I）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主は死亡しているため、株式会社Hが平成 15 年に解散する際の合併先である株式会社J（社会保険は、同じ代表取締役で、同一所在地にある株式会社Iで適用。）の事業主に照会したところ、「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態、保険料控除、届出及び納付等については不明であるが、アルバイト契約の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、株式会社Hにおいて申立期間当時に厚生年金保険に加入していた被保険者 19 人のうち、連絡先の判明した 8 人に照会したところ、4 人から回答を得られたが、複数の同僚は、「E 作業員は正社員ではなく、アルバイトだったので、社会保険に加入していなかった。」と供述している上、そのうちの一人で給与計算を担当していた同僚は、「K 内で現場の作業員は 300 人から 500 人いたが、本社勤務の数人と現場責任者を合計した 10 人から 20 人が正社員で社会保険に加入していた。E 作業員は、日払いの

アルバイトで、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と供述しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、申立期間における月別の平均被保険者数は約 11 人であることが確認でき、上記同僚の供述内容と一致する。

さらに、申立人は、当時の上司 3 人の姓を記憶しているところ、株式会社Hの被保険者名簿において、申立期間内に被保険者記録のある者の中に該当する姓が 3 人記録されており、連絡可能な二人に照会したが回答が得られない上、申立人は、当時の同じ職場で同じ仕事をしていた同僚約 10 人のうちの 9 人の姓を記憶しているが、当該事業所の被保険者名簿において、申立期間内に記録された被保険者の中に申立人が記憶する 9 人の姓は見当たらない。

加えて、株式会社Hに係る被保険者名簿の申立期間前後において、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番は無い上、オンライン記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの期間は、国民年金の保険料を現年度に納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 15 日
年金事務所からの通知により、A事業所において支払われた賞与（平成 19 年 12 月 15 日支給）が、被保険者記録から欠落していることが分かった。申立期間について厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てについては、A事業所から提出された賃金台帳において、平成 19 年 12 月 15 日に賞与が支給されていることが確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、申立人は、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における賞与からの厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 21 日から 47 年 2 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。当時は、A株式会社がB株式会社（現在は、C株式会社）に買収され、社名が変わることはあったが、両社には継続して勤務しており、給与からも厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D会の手帳及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、B株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社及びB株式会社が加入していたE基金の異動記録マスター一覧によると、申立人のA株式会社における資格喪失日は昭和46年9月21日、B株式会社における資格取得日は47年2月1日と記録されており、両社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録及びオンライン記録と一致している。

また、C株式会社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、B株式会社における資格取得日が昭和47年2月1日と記載されており、同社に係る被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、C株式会社は、A株式会社の資料は残っておらず、申立期間の状況については不明としているほか、A株式会社の事業主は既に死亡しているため、申立期間に係る保険料控除等について確認することができない。

加えて、B株式会社及びA株式会社に係る被保険者名簿において、申立人と同様に、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭

和 46 年 9 月 21 日) に資格を喪失し、B 株式会社において 47 年 2 月 1 日に資格を取得している従業員は、申立人を含め、57 人いることが確認できるところ、複数の従業員が、「A 株式会社が B 株式会社を買収された後、労働組合の役員が厚生年金に加入していないことに気付き、事業主に交渉して加入することになった。」旨の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。